

公 表 第 1 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年2月2日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
商工観光労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、企業誘致推進課、観光・国際課、労政課、競輪事業課	平成29年9月26日 ～平成30年1月31日	2	1
上下水道部	総務、経理課、営業管理課、給排水設備課、上水道整備課、浄水管理センター、下水道整備課、下水道施設課、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三瀨事務所		0	1
教育部	教育委員会事務局 総務、学校施設課、教職員課、学校教育課、学校保健課、学校給食共同調理場、人権・同和教育課、教育センター、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三瀨事務所 教育機関 市立特別支援学校 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 [小学校] 三瀨小学校、城島小学校、下田小学校、青木小学校、草野小学校、御井小学校 (6校) [中学校] 良山中学校(1校)		6	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成29年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執

行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【商工観光労働部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[契約事務]

契約事務において、協定書に協定日の記載がないものがある。

《財務監査》

[物品管理事務]

備品台帳に登録されているカメラが、所在不明になっているものがある。

意 見

《事務監査》

本市は、緋などの伝統工芸をはじめ、ゴム産業やバイオ産業などのものづくりの伝統を有する地域であり、地場の雇用創出や他産業への経済波及効果が大きいものづくり産業の充実・強化は重要な課題である。

市内には、「業界トップシェア」や「ニッチトップ」「オンリーワン技術・商品」などの高い技術力・ノウハウを有する企業も数多く存在すると思われるが、そうした企業の存在や事業内容は市内部をはじめ市民や事業者には十分認知されていないため、本市のものづくり産業のポテンシャルを生かしきれず、また、支援が行き届いていないという側面があると思われる。

このため、今後、本市の全国的なインパクトを有する企業に光をあて、市内外に広くPRする情報発信を行い、成長を支援する取り組みが必要であるとする。

また、市内企業の育成・振興を図っていくためには、市内異業種の企業をつなぎ、各企業の強みが互いに活かされるようなオール久留米での効果的な支援施策が重要であると思われるので、併せて検討されることを望む。

【上下水道部】

意見

《事務監査》

本市では、今後、未普及地域の整備や下水処理場、管渠等の修繕・更新や耐震化に多額の費用・投資が見込まれるが、その主な財源である企業債の残高は、平成28年度決算では実質的に600億円を越えており、今後の財政運営には特に注意を払っていく必要があると思われる。

今後の汚水処理のあり方について、公共下水道と合併浄化槽のどちらの手法によって汚水処理を行うのが最適なのかを検討するにあたっては、今後の人口動向、地域性や経営的視点を考慮することはもちろんであるが、投資と事業効果との不整合が生じないように、市長部局や議会と丁寧に議論を深めながら、検討を進められることを望む。

【教育部】

指摘事項

《事務監査》

〔休暇等管理事務〕

休暇等届（願）票の管理事務において、年次有給休暇の付与日数を誤っているものがある。

〔防災対策事務〕

消防用設備等の点検で、消火器が1本不明など不具合が指摘されているにもかかわらず、監査当日において未だ対応がなされていないものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。

〔燃料給油チケット管理事務〕

燃料給油チケット（ガソリン券）については、統制の仕組みとして、チケットの使用者とは別の職員が交付を行うこととされているが、各使用者が自ら交付する取扱いがなされているものがある。

〔契約事務〕

契約事務において、契約書もしくは請書がないまま委託契約をしているものや請書に契約締結日がないものがある。

〔補助金等交付事務〕

学校で実施されている事業の交付金の交付について、過去に立替払いが発生していたため、その交付時期を早めるように求めていた。しかし、本年度も交付時期が遅く、事業を実施する費用分を

委員が立て替えるなど依然として不適切な事務処理が見られた。交付金に係る説明や通知及び交付決定の時期について改善し、適切な運用が可能となるよう努められたい。

意見

《事務監査》

小学校の小規模化への対応を進めるにあたっては、検討すべき課題が多岐にわたっており、短期間での解決は困難と思われるが、幼少年人口が減少していくことは確実であるため、課題解決の猶予はない。

平成27年2月、久留米市立小中学校通学区域審議会から最終答申を受けた後、様々な角度から検討が進められてきているが、子どもにとって、より良い教育環境の整備・提供という視点のもと、出来るだけ速やかに小規模化対応の方向性が示されることを望む。